



ハーブ通信

2010年

3月号

(第46号)

<http://www.hurp.info>

法学館憲法研究所主催 連続講演会 **日本国憲法と裁判官**

2010年3月9日(火)

2009年5月21日、市民が裁判に参加する裁判員制度がスタートし、全国各地で裁判員裁判が行われています。法学館憲法研究所では、実際に裁判官の仕事をしてきた方々の講演会を毎月開催し、憲法と裁判官の役割、裁判とはどのような場なのか、裁判員には何が期待されるのか、などを語っていただくものです。

第十一回目 梶村太市さん・山口毅彦さん



梶村太市 さん

梶村太市さんは、軽妙な語り口で、ご自身の体験などから裁判官にまつわる課題や問題点を指摘されました。青法協問題（1970年代に青年法律家協会に加入していた裁判官が任官を拒否されたりした問題）について、「この問題はまだ終わってはいません。歴史の彼方に追いやってはいけないことだと思います」と話されました。

また、「裁判員制度は裁判長の人柄にかかっているところが大きい。官僚的な発想の人が多い現在、それが機能するかは疑問です」と述べました。

講演後の質疑応答では、「いまの裁判官は『裁判官らしさ』や『公平らしさ』という言葉の魔術に囚われてしまい、このままでは窒息してしまいそうにみえます。裁判官は、もっと自由にやっていたい。私もそうでした。裁判官が官僚になってはいけないのです」と話されました。

山口毅彦さんは、参与判事補制度（判事補を裁判に参加させ判決の下書きをさせたりする）問題



山口毅彦 さん

について、「裁判官の独立は憲法の保障するところであり、裁判の命ともいえます。裁判と直接関係のない判事補を参加させることは、この独立の保障をゆらがせます」と述べました。

また、最高裁判所の出した判決について、「裁判官が最高裁判所の判決すべてに従うことはありません。最高裁判例にも『動く判例』と『動かない判例』があり、それを見極めながら、「私ならこうする」という良心により職権で判断するので」と述べました。



守屋克彦 さん

元・現裁判官の方々にお話しを聞くこの講演会も、今回がひと区切りとなりました。この講演会のコーディネーターを務めた守屋克彦さん（元裁判官、東北学院大教授、弁護士）が「裁判官は、裁判の話をも自分からはしないものです。今回の講

演会では実務的な話が多く、難しいところもあったかもしれませんが、実際に裁判に取り組んできた人たちの経験と体験に基づいた貴重な機会であったと思います」と、今回の講演会を締めくくりました。

これまで話された元裁判官のみなさんは、憲法が保障する司法の独立を根底において、弱きを助けるべくはたらいてきた人たちばかりでした。裁判員制度が始まり、市民が裁判に目を向けはじめた今、もっと多くの人にこの話をきいてもらい、考えてもらいたいと思いました。

※この講演会をまとめた本が近日刊行されます。詳しいことがわかりしだいお伝えしますので、お楽しみにしてください。

(T本)

アムネスティ・フィルムフェスティバル・ミニ 『抗う映画たち』

2010年3月6日(土)

小雨の舞う西麻布で、NGO 団体アムネスティによる上映会が催されました。

上映されたのは、「抗う映画たち」というテーマで、表現の自由や検閲を切り口に様々な角度から選ばれた4作品です。



◆チチカット・フォーリーズ

1967年/アメリカ/ドキュメンタリー/ 84分/ 監督:フレデリック・ワイズマン

精神疾患を持つ収監者のための刑務所…その日常を淡々と映すドキュメンタリーだ。第一印象は、実写版

「カッコーの巣の上で」。裸のまま監禁される男性、食事を拒む者にチューブを鼻から胃に通し流動食を与える医者、刑務所からの釈放を懇願する収監者に対して、精神病だとはなから決めつける精神科医…あまりに劣悪な刑務所の実態が、何の

解説も無くカメラに刻まれていく様子は、不快感を誘うとともに、こんなに酷い現実が起こっているんだと、こちらに伝えようとする制作者の意図が色濃く感じられた。

撮影許可を得て制作したにもかかわらず、当初一般公開は禁止された。四半世紀の法廷闘争の末、「撮影後、彼らの待遇は改善された」との文言を加えることで解禁されたとのこと。

映画を見終えて、ふと考えたことがある。自分の意思を訴えることができる、人が刑務所で体罰や拷問を受けること。そして、自らの SOS も発信できない人が、「本人は何も分かっちゃいないから…」と思われて受ける人権侵害。両者について「別物」とせず、私たちは客観的に同列の人権侵害だと指摘できるだろうか。そんな疑問も浮かんだ作品だった。

(M.A)

どの作品も、「『表現すること』とはどういうことか」を考えさせる作品でした。特によかった作品が、最後に上映された「100 人の子供たちが列車を待っている」でした。軍事政権下のチリで、映画館に行けない貧しい家庭の子ども達にその楽

しさを伝える教育者のドキュメントですが、見ている私たちも「映画って、表現することって、こんなに豊かなものなのだ」と思えるものでした。ぜひ、映像に携わる人や、教育者の方など多くの人に見ていただきたい作品です。

(T 司)

news;

HuRP連続企画『原文にふれて学ぶ人権・平和そして人間』第5回のお知らせ

さまざまな言語で書かれた、人権や平和についての文章を原文で読んでみませんか？

その国の豊かな精神文化にふれて、毎回、何かひとつ言葉を覚えて帰れば、それまでと違った視点で物事を見ることができるかもしれません。

第5回は昨年2月に「ほしのいえ」の炊き出しに参加（2009年2月号〔第33号〕）したときに知り合ったレイナさんに、ご自身が主に取り組むボランティア活動について考えること、活動を通して学んだことなど、英語と日本語で語っていただきます。ぜひ、お越しく下さい。

講師：レイナ・ルセンコさん—アメリカ合衆国サウスカロライナ州出身。翻訳家。日本で約10年間、フリーの翻訳家として活躍する傍ら、路上生活者支援の「ほしのいえ」・在日外国人支援の「APFS」など、多くのボランティア活動に参加。学生時代から様々な差別・人権問題に関心を持ち、15年以上多様な市民運動に携わっています。

日時：4月10日(土) 14:00～16:00

場所：神田公園出張所・神田公園区民館 101-0048 東京都千代田区神田司町2-2

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/service/00065/d0006550.html>

参加費：300円

news;

「法学館憲法研究所報 第2号」 刊行のご案内

◆『法学館憲法研究所報 第2号』

2010.01刊行 法学館憲法研究所／税込800円

2009年7月、憲法の理念を広げ、市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として出発した「法学館憲法研究所報」、2010年1月に第2号を刊行しました。いっそう多くの市民、学生、研究者の方々にご活用いただけるようご案内いたします。また、創刊号につきましても引き続き、購読・定期購読をご案内しております。あわせてご利用下さい。

「法学館憲法研究所報」は、毎年2回発行していく予定です。ここには、憲法とその考え方を解明する論文を掲載するとともに、現代の諸問題を憲法の観点から検証する公開研究会の様態も紹介します。市民の皆さんの憲法に関する発言も掲載します。市民と憲法の専門家をつなぐ雑誌として、多くの市民、学生、研究者の方々にご覧いただきたいと考えています。

ご購入は、HPより申し込みフォーム <https://www.jicl.jp/form/order.php>
または 150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-5 法学館憲法研究所
Tel 03-5489-2153 までお問い合わせください。

法学館憲法研究所報

2010年1月 No.2
第2号

編集長…………… 渡部 信
発行所…………… 法学館憲法研究所
編集委員…………… 渡部 信、山内 敏、伊藤 真
発行…………… 渡部 信

JICL

Japan Institute of Constitutional Law
発行／法学館憲法研究所

■日本被団協が核廃絶求める声明

3月17日、日本被団協（日本原水爆被害者団体協議会）が核密約破棄、非核三原則法制化、「核の傘」からの離脱、核兵器の廃絶を求める声明を発表しました。

声明では、外務省が公表した日米間の密約調査に関する「有識者委員会」の報告書について、「政府が1960年の核持ち込みに関する「討議の記録」が存在することを認めた。これは、これはまさに「核密約」そのものであると言わざるを得ない。私たち被爆者は、この報告書に憤りを禁じ得ない。私たち被爆者は、日本政府が核密約の破棄、非核三原則の法制化を実現し、「核の傘」から離脱する決意をもって、2010年NPT再検討会議に臨み、核兵器廃絶の先頭に立つことを求める」と訴えました。

■ネット上の中傷書き込みで名誉毀損罪が確定

3月16日、インターネット上で虚偽の内容で企業を中傷した男性会社員（38）について名誉毀損罪が成立するかどうか争われた刑事裁判の上告審で、最高裁判所は男性の罰金刑を確定させる決定をしました。

ネット上の書き込みなら名誉毀損罪成立の判断が緩やかになるかどうかについて、「個人利用者によるネット上の表現行為でも成立判断は緩やかにはならない」とする初判断を示しました。

カラダに平和を 自炊のススメ

46 オフク口の五目寿司

お彼岸で実家に帰ったとき、出されたメニューです。母に直接聞いたレシピをご紹介します。

- 材料・手順：① お米5カップを酢飯にする（米3カップに対して塩小さじ2、砂糖小さじ4、酢5の割合で）
 ②-1 たけのこ、にんじん、薄揚げを一緒に煮る（だし汁、塩、砂糖はすこし濃いめに、醤油は少々）
 ②-2 レンコンは薄酢味（塩少々と酢）で煮る、しいたけ、かんぴょうはそれぞれ別に甘辛く煮る。
 ③ きぬさやは塩少々でゆでて千切りに、薄焼き卵も千切りに。
 ④ ①と②をまぜ、皿に盛りつけたあとに③のをのせる。



お彼岸ということで、ふだんあまり食べない混ぜごはんをいただきましたが、このようにたいへんだとは知りませんでした。わたしは一人暮らしを始める前は、親の調理風景をまともにみたことがなかったので、たいへんためになりました。母も「目分量だからレシピなんてないよ」と言いながら、教えてくれました。自分で実践できるかはわかりませんが、みんなで作って食べるようなときがあれば、ぜひ作ってみたいと思う一品でした。（T本）

今回で、第一号からおつきあいいただいた『カラダに平和を』はいったん終了します。みなさんのカラダにすこしでも『平和』が訪れましたか？ 第一号でも書きましたが、自炊することによって経済的にも『平和』になるというのがこのコーナーの趣旨でした。現在、食事を作る男子が流行しているようで、『現実が追いついてきたか』などどうそぶいています。長い間、ありがとうございました。（T本）

